

# C o G C a 取扱加盟店（提携店）規約

## 第1条（目的）

本規約はC o G C a 取扱加盟店（提携店）（以下、「提携店」という。）が、利用者との取引代金の決済に対してC o G C a を利用することに關し、エス・ビー・システムズ株式会社（以下、「当社」という。）と株式会社 ネットスター（以下「代表加盟店」という）が許諾する基本条件を示すものである。

## 第2条（用語の定義）

本規約において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとする。
当社 : C o G C a を発行するエス・ビー・システムズ株式会社をいう
C o G C a : 当社が、当社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、当社が定めるC o G C a 利用規約に基づき加盟店及び提携店で利用者が物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務（以下、「商品等」という。）を購入又は提供を受けた際に金銭等に換えて、その支払いに使用することができる金銭価値をいう
加盟店 : 当社とC o G C a 加盟店契約を締結し、「C o G C a システム」を決済手段として導入している法人または個人事業主をいう。
提携店 : 本規約を承認の上、当社所定の手続きによりC o G C a 取扱店加入の申込みをなし、当社及び代表加盟店が承認した法人又は個人事業主をいう
代表加盟店 : C o G C a 取扱加盟店であり、自ら提携店を開拓し、当社に代わって提携店の管理、C o G C a 利用金額等の精算を行う加盟店をいう
利用者 : C o G C a 利用規約に同意してC o G C a を利用する方をいう
C o G C a カード等 : 加盟店が発行する、利用者がC o G C a を記録・利用するための情報記憶媒体で、C o G C a カード等にサービスマークの付されたものをいう
電子マネー取引 : 利用者が加盟店及び提携店で商品等を購入する際に金銭に換えてC o G C a カード等で当社の指定する情報センター等で蓄積されているC o G C a の残高を引き去ることをいう
C o G C a 利用金額 : 利用者と加盟店または提携店との間で行われる電子マネー取引において提供される商品等の代金額をいう
簡易端末 : 利用者が提示するC o G C a カード等から当該利用者のC o G C a 番号を読み取ることができる当社指定の機器をいう
本契約 : 当社及び代表加盟店と個別提携店間における本規約を内容とする契約をいう

## 第3条（電子マネー取引）

提携店は、利用者からC o G C a カード等の提示により電子マネー取引を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法に店舗等において電子マネー取引を行うものとする。

2. 提携店は、明らかに模造若しくは破損と判断できるC o G C a カード等を提示された場合、又は明らかに不正使用と判断できる場合は電子マネー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事實を代表加盟店に連絡するものとする。

3. 提携店は提示されたC o G C a カード等について、無効である旨の表示がなされた場合には、当該C o G C a カード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとする。

4. 提携店は、当社が利用者向けに定めるC o G C a 利用規約の記載内容を理解し、これに従い利用者と電子マネー取引を行うものとする。

5. 電子マネー取引においては、商品等の代金額が、当社の指定する情報処理センター等で、利用者のC o G C a 残高から減額が完了した時点で利用者の提携店に対する代金債務が消滅するものとする。

6. 提携店は、電子マネー取引を行うにあたっては、提携店の簡易端末により取引代金と利用者のC o G C a カード等の情報を当社の指定する情報処理センターに送信するものとする。このとき提携店は、受領すべき金額と、送信した金額が一致していることを確認するものとする。

7. 提携店は、1回の電子マネー取引を2枚以上のC o G C a カード等により行うことにはできないものとする。なお利用者のC o G C a の残高が取引代金に満たない場合は現金その他代表加盟店が定める方法により不足分の決済を行うものとする。

8. 提携店は、システムの障害時、若しくはシステムの保守管理、又は偽造・変造等の不正対策、及びその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことを予め承諾するものとする。当該事由による提携店の損害又は機会損失等については当社及び代表加盟店はその責を負わないものとする。

9. 提携店が電子マネー取引により利用者のC o G C a 残高から減額することができるC o G C a は、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含む）のみとし（ただし、第7項後段による取引の場合に現金その他の支払い方法により決済した額を除く）、現金の立て替え及び過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとする。

10. 提携店は、第7項及び第5条第2項に定める場合、又は、当該電子マネー取引を行ったならば本規約所定の条件に違反することとなる場合を除き、正当な理由なく利用者との電子マネー取引を拒否したり、直接現金払いやクレジットカード、その他現金に代わって支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払い手段等の利用を要求したり、それらの場合と異なる代金を請求するなど、利用者に対し電子マネー取引によらない一般的な顧客より不利な取扱いを行ってはならないものとする。

11. 提携店は、利用者から代表加盟店以外の加盟店が発行したC o G C a カード等を提示され、電子マネー取引を求められた場合も本規約に基づき取引を行うものとする。

## 第4条（提携店の義務等）

提携店は、本規約に定める義務等を店舗等又は提携店の従業員その他提携店の業務を行う者に遵守させるものとする。

2. 当社及び代表加盟店は、店舗等又は提携店の従業員、その他提携店の業務を行う者が、電子マネー取引に関連して行った行為及び店舗等又は提携店の従業員、その他提携店の業務を行う者の果たすべき義務を、すべて提携店の行為及び義務とみなすことができるものとする。

3. 提携店が本規約に定める手続きによらず電子マネー取引を行った場合には、代表加盟店がその一切の責任を負うものとする。

4. 提携店は、当社が指定した加盟店標識を店舗等の利用者の見やすいところに掲示するものとする。

5. 提携店は、電子マネー取引を行うにあたり、自己の責任と費用において、簡易端末その他の付帯設備やC o G C a 利用規約等の資料・配布物等を事前に用意するものとする。

6. 提携店は、代表加盟店が貸与する機器等については善良なる管理者の注意義務を持って、本来の用途に限定して使用するものとする。

7. 提携店は代表加盟店が貸与した機器等につき改造又は改変等してはならず、また代表加盟店の事前の承諾なしにこれを第三者に貸与又は使用等させてはならないものとする。

8. 提携店は、代表加盟店が貸与する機器等について、紛失・盗難等の事実が判明した場合には、速やかに代表加盟店に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

9. 提携店は、当社及び代表加盟店が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとする。

10. 提携店は、本規約の規定により認められている場合及び当社及び代表加盟店の事前の書面による承認を得た場合を除き、当社及び代表加盟店の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は営業に関する一切の表示及びこれらの表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないものとする。

11. 提携店は、利用者から電子マネー取引及び商品等に関し、苦情、相談を受けた場合等、提携店と利用者との間において紛議が生じた場合には、当社又は代表加盟店の責めに帰すべき場合を除き、提携店の費用と責任をもって対処し解決することとし、当社又は代表加盟店に申し越さないものとする。

12. 提携店は、当社又は代表加盟店から依頼があった場合、利用者との電子マネー取引の状況等の調査に誠実に協力するものとする。

## 第5条（商品等の引き渡し及び取扱対象外商品）

提携店は、電子マネー取引を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し又は提供するものとする。ただし、電子マネー取引を行った当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合は、利用者に書面をもって引き渡し時期などを通知するものとする。

2. 提携店は、有価証券及び金券等のほか当社が別途定める商品等については電子マネー取引を行わないものとする。

## 第6条（偽造及び変造されたC o G C a カード等の取扱）

提携店は、利用者が提示又は使用したC o G C a カード等が偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合又はその疑いがあると客観的に判断される場合には、速やかに当社及び代表加盟店にその旨を連絡するとともに当社及び代表加盟店の指示に従うものとする。

2. 万一、提携店が前項に違反して取引を行った場合、提携店は代表加盟店に対し当該取引に關わるC o G C a 利用金額の支払いを請求することができないものとする。

3. 提携店が第1項に規定する連絡を含む本規約の義務を遵守した場合には、代表加盟店は提携店に対し、代表加盟店が確認することができる額を限度として、当該取引について金銭による補償を行うものとする。ただし、代表加盟店が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではない。

(1) 提携店又は、提携店の従業員その他提携店の業務を行なう者が故意又は過失により当該偽造、変造又は不正入手に何らかの関与をした場合。

(2) 提携店又は、提携店の従業員その他提携店の業務を行なうものが当該取引の際に、顧客が提示したC o G C a カード等が偽造、変造又は不正入手されたものであることを知っていた、又は重大な過失により、偽造、変造又は不正入手されたことを知らなかつた場合。

4. 紛失・盗難されたC o G C a カード等が使用された場合、又は偽造、変造されたC o G C a カード等による売上などが発生した場合に、当社又は代表加盟店が提携店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、提携店は誠実に協力するものとする。また提携店は、当社又は代表加盟店から指示があった場合若しくは提携店が必要と判断した場合には、提携店又は提携店の店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。

## 第7条（返品等の取扱）

提携店は、電子マネー取引にあたり、返品その他により利用者との電子マネー取引の原因となった行為の取消し、解除を行う場合、利用者に対して当該取引代金を現金で払い戻すものとする。この場合であっても、提携店は代表加盟店に対して第9条第1項に基づく決済手数料を支払うものとする。

2. 提携店は、利用者に前項取引代金を現金で払い戻す場合には、提携店の費用と責任をもって対処解決することとし、当社又は代表加盟店に申し越さないものとする。

3. 提携店は、C o G C a 利用規約第8条後段に定める場合に該当すると合理的に判断される場合、本規約に別段の定めがあるときを除き、前条第1項に準じて当社及び代表加盟店に連絡するものとし、代表加盟店の特段の指示がある場合にはこれに従うものとする。

## 第8条（電子マネー取引のC o G C a 利用金額の確定）

提携店と当社の間での電子マネー取引に関するC o G C a 利用金額は、提携店が提携店の簡易端末を使用し、当社の定める通信手段・手順等により提携店から当社の指定する情報処理センター等への送信を完了させた時点で、確定するものとする。

2. 代表加盟店は、第3条第5項によって商品等の代金額が、利用者のC o G C a 残高から減額が完了した時点で、利用者の提携店に対する代金債務を免責的に引き受けるものとする。

3. 提携店は、他の加盟店が発行したC o G C a カード等で電子マネー取引が行われた場合にも、前2項の適用を受けるものとする。

## 第9条（C o G C a 利用料金及び電子マネー取引等の精算、確認、取り消し）

提携店は、代表加盟店に対し、当社及び代表加盟店が別途定めるC o G C a 導入取扱料金表による決済手数料等を支払うものとする。

2. 代表加盟店は電子マネー取引に関するC o G C a 利用金額について別途定める方法により集計し、提携店に通知するものとする。

3. 代表加盟店はC o G C a 利用金額の合計より決済手数料等を差し引いた残りの金額（以下、「C o G C a 精算金」という。）を算出し、提携店に対して「控除通知書兼支払い通知書」を発行する。

4. 代表加盟店はC o G C a 精算金を提携店の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。なお支払日が金融機関の休業日の場合の支払日及び手数料の負担については提携店と代表加盟店で別途取り決めるものとする。

5. 提携店において他の加盟店が発行したC o G C a カード等で行われた電子マネー取引についても第3項の金額に含めるものとする。

6. 提携店は第3項の通知書が代表加盟店より送付された際には、記載内容を確認するものとする。代表加盟店は、支払日の3日前までに提携店からの書面による通知書の内容に関する異議の申出がない場合には、通知書は異議なく承認されたものとみなすものとする。

7. 提携店が以下の各号の一に該当すると当社及び代表加盟店が認めた場合、当社及び代表加盟店は当該電子マネー取引をC o G C a 精算金に含めないものとする。ただし、提携店に故意又は過失がなく、当社及び代表加盟店が支払いを承認した場合はその限りではないものとする。

(1) 第3条第2項に違反して電子マネー取引を行ったとき。

(2) 第3条第3項に違反して電子マネー取引を行ったとき。

(3) 明らかな不正使用に対して電子マネー取引を行ったとき。

(4) 第10条に基づく送信を行わなかったとき。

(5) その他提携店が本規約に違反したとき。

## 第10条（通信及び通信費）

提携店は、提携店の簡易端末から取引代金及び利用者が提示したC o G C a カード等の情報を、当社の定める通信手段・手順等により当社の指定する情報処理センター等に送信を行うものとする。

2. 前項の通信に係る費用は、提携店の負担とする。

## 第11条（届け出事項等）

提携店は、法人の名称・商号・代表者名・所在地・電話番号・及びC o G C a 精算金の振込指定金融機関口座その他必要な事項（以下、「申込者情報」という。）を、予め当社及び代表加盟店に、当社が別途定める書面により届け出るものとする。

また、申込者情報に変更が生じた場合には、直ちに当社が別途定める書面をもって当社及び代表加盟店へ届け出を行い、当社の承認を得るものとする。

2. 提携店は、取扱店舗等に關し、その名称、住所、電話番号、代表者名、その他必要な事項（以下、「店舗情報」という。）を、当社が別途定める書面により事前に当社に届け出を行い、当社の承認を得るものとする。

3. 前2項の届け出がないために、当社からの通知又は送付書類が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に提携店に到着したものとみなすことができるものとする。

4. 提携店は、取扱店舗等が改装等の理由により営業を休止する場合、その期間等に関して予め当社及び代表加盟店に届け出るものとする。

## 第12条(情報の利用)

提携店は、当社又は代表加盟店が公的機関などから法令等に基づく開示要求を受けたとき、その他当社又は代表加盟店が相当と認めたときには、申込者情報、店舗情報その他の電子マネー取引に関する情報を開示する場合があることを予め承諾するものとする。

2. 提携店は、申込者情報、店舗情報、C o G C a 利用情報等を、当社又は代表加盟店が営業活動に利用することに同意するものとする。ただし「個人情報の保護に関する法律」にて個人情報と規定される情報については、法令の規定に則った取扱いを行うものとする。

## 第13条(守秘義務)

提携店は、以下の各号の場合を除き、本契約の履行に際して知り得た当社の一切の情報、端末及び付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のC o G C a カード等に関する情報及び手数料率を含むC o G C a に関する営業上及び技術上の機密を、本契約以外の目的のために利用したり、又は第三者に開示したり、若しくは漏洩したりしてはならないものとする。

- (1) 当社の書面による事前の承諾を得た場合。
- (2) 法律上の義務として開示、提出等をしなければならない場合。

2. 前項の規定は、本契約の効力が失われた後も有効とする。

## 第14条(地位の譲渡等)

提携店は本契約上の地位を第三者に譲渡できないこととする。また、代表加盟店に有する債権を第三者に譲渡、質入等できないこととする。

## 第15条(業務委託)

提携店は、C o G C a に関するシステムの円滑な運用に必要と認められる業務を当社及び代表加盟店が第三者に委託する場合があることを予め承諾するものとする。

## 第16条(契約期間)

本契約の有効期間は当社がC o G C a 取扱提携店申込みを承認した日から3年間とし、その期間満了の6ヶ月前までに相手方に対し契約終了の意思を書面で通知しない限り、さらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

## 第17条(任意解約)

提携店、当社又は代表加盟店は本契約の有効期間中であっても6ヶ月以上の予告をもって相手方に書面で通知することにより何時でも本契約を解約することができるものとする。

2. 前項の場合、提携店は当社又は代表加盟店の指示に従った措置をとるものとする。

## 第18条(契約解除)

前条に問わらず、提携店が以下の各号の一に該当する場合、当社は提携店に対し催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとし、かつ、その場合、当社及び代表加盟店に生じた損害を提携店は賠償するものとする。

- (1) 第11条に基づく届出内容に虚偽の申請があつたとき。
- (2) 他の提携店のC o G C a 精算金に関する債権を譲り受け、又は他の提携店に代つて、当社にC o G C a 精算金の支払い請求をしたとき。
- (3) 前2号のほか本規約に違反したとき。
- (4) 代表者の変更又は株式の譲渡等によって実質的な経営主体に変更があつたと認められるとき。
- (5) 提携店以外の第三者が主体となった業務提携又は資本提携をしたとき。
- (6) 提携店が第三者に対しその主たる事業につき事業の譲渡をし、又はその決議をしたとき。
- (7) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、及びその他支払い停止となつたとき。
- (8) 差押え・仮差押え・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受けたとき又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき。
- (9) 前2号のほか提携店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。
- (10) 提携店の営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。
- (11) 架空の売上債権に係るC o G C a 利用金額の支払い請求、その他提携店が不正な行為を行つたと当社又は代表加盟店が判断したとき。
- (12) 提携店が当社又は代表加盟店の信用を失墜させる行為を行つたと当社又は代表加盟店が判断したとき。
- (13) その他提携店として不適当と当社又は代表加盟店が判断したとき。

## 第19条(契約終了後の処理)

第17条に基づく任意解約又は第18条に基づく解除により本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた電子マネー取引は有効に存続するものとし、提携店と当社及び代表加盟店は、当該電子マネー取引を本規約に従い取扱うものとする。ただし、提携店と当社及び代表加盟店が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。

2. 提携店は、本契約が終了した場合には、直ちにC o G C a の取り扱いを終了させるとともに、当社又は代表加盟店からの貸与品がある場合は相手方の指定する場所へ返却するものとする。これらにかかる費用は提携店が負担するものとする。

## 第20条(規約等の変更)

当社は一定の予告期間をおいて本規約及びC o G C a 利用規約を変更できるものとする。

2. 提携店は本規約及びC o G C a 利用規約の変更にともない、必要に応じて自己の定める規約等を変更するものとする。変更を行わなかったことにより提携店に損害、不利益が生じても当社は一切の責任を負わないものとする。

## 第21条(反社会的勢力の排除)

提携店は、当社及び代表加盟店に対し、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 当社及び代表加盟店は、提携店が前項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

## 第22条(準拠法)

提携店と当社及び代表加盟店との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとする。

## 第23条(合意管轄裁判所)

本契約に關し、提携店と当社及び代表加盟店との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【C o G C a ・サービスマーク】



制定: 2022年12月1日